

## 認可外保育施設の開設をお考えの方へ

### ～ 目 次 ～

1 認可外保育施設について	… 1
2 認可外保育施設を開設するにあたって	… 2
3 設置後の届出	… 2
4 届出対象施設・届出対象外施設の区分	… 3
5 届出に必要な書類	… 4
6 報 告	… 5
7 利用者への情報提供	… 5
8 設備・運営等に関する基準	… 7
9 保育内容	… 9
10 給 食	… 10
11 健康管理及び安全確保	… 10
12 研 修	… 11
13 立入調査	… 12
14 認可外保育施設で使用する参考様式（備える書類）	… 13
15 参考資料	… 15



八王子市 子ども家庭部 保育幼稚園課 給付担当  
〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号  
電話 042-620-7248

## 1 認可外保育施設について

「認可外保育施設」とは、保育を行うことを目的とする施設であって、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない（または認可を取り消された）施設を総称したものです。

具体的には、認可保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）以外のもので、公費の助成の有無にかかわらず、保育者の自宅で行うものや少人数のものも含まれ、下表のように分類されます。（太枠内の施設…八王子市における届出対象施設。詳細はP3 参照）

また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合）も認可外保育施設に含まれます。

① 認証保育所	東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、都が認証したもの
② 企業主導型保育施設※	企業が国から助成金を受けて、従業員の乳幼児を対象として運営する施設（地域枠が設けられている場合は、地域のお子さんも利用可）
③ 事業所内保育施設	事業所などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設
④ 院内保育施設	病院、診療所において、その従業員の乳幼児を対象とする施設
⑤ ベビーホテル	次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後8時以降の保育をおこなっている</li> <li>・乳幼児の宿泊を伴う保育を行っているもの</li> <li>・時間単位での乳幼児の預かりを行っているもの</li> </ul>
⑥ その他の施設	上記のどの施設にも該当しない施設 ベビーホテルの条件に該当しない施設で、幼稚園類似施設や幼児教育を特色とした施設などが該当
⑦ 居宅訪問型保育事業	認可を受けずに乳幼児の居宅等に訪問して保育を行う、いわゆるベビーシッター事業

※ 「企業主導型保育施設」とは、平成28年4月から始まった国の新しい事業（企業主導型保育事業）で、事業所が設置する保育所です。

認可を必要としない「認可外保育施設」に位置付けられますが、人員・設備等は認可並の質を確保し、国から保育所の運営費・整備費の助成を受けている施設で、従業員枠のほかに地域のお子さんを預かる地域枠も設定している施設もあります。

## 2 認可外保育施設を開設するにあたって

子どもを預かることは、だれでも簡単にできそうなイメージがありますが、実際は命を預かる大変責任の重い仕事です。

事業として成り立たせるには課題が多く、安易に始めることはできません。

始める前に、認可外保育施設に関する正しい情報を得て、十分検討を重ねてください。

## 3 設置後の届出

児童福祉法により、認可外保育施設を開設した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事（八王子市内に設置する場合は八王子市長）に対する届出が義務付けられています。

原則として、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設については、届出が必要で、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設についても、乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合）も届出が必要です。

届出対象施設に該当する場合は、八王子市長が定める設置届にご記入の上、必要書類を添付し、1か月以内に届出をしてください。

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

※ 届出対象施設と届出対象外施設の区分は、次ページのとおりです。ただし、届出対象外施設であっても八王子市の指導監督の対象となります。



#### 4 届出対象施設・届出対象外施設の区分

八王子市における届出対象区分は、以下のとおりです。

施設の種類	内 容	区 分
事業所内保育施設 (院内保育施設)	企業や病院などにおいて従業員の乳幼児のみを対象とした施設	届出対象
企業主導型保育施設	仕事・子育て両立支援事業にかかる施設	
店舗等において商品の販売やサービスの提供をしている間に限り、顧客の乳幼児のみを対象に保育を提供する施設	デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付設される一時預かり施設	届出対象外
親族間の預かり合い	四親等以内の親族を対象	
親族や親しい友人・隣人等による預かり	不特定多数を対象に保育業を営んでいる者が、たまたま親しい友人や隣人の子を預かる場合は届出対象	
一時預かり事業を行う施設で当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設	児童福祉法の規定による一時預かり事業を行う施設	
病児保育事業を行う施設で当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設	児童福祉法の規定による病児保育事業を行う施設	
半年を限度として臨時に設置される施設	イベント開催時などの臨時設置施設やバーゲン期間のみ開設されるデパートの一時預かり施設等	
幼稚園の設置者が幼稚園と併せて設置している施設	同一敷地内等	
その他の施設	上記のどの施設にも該当しない施設	届出対象

## 5 届出に必要な書類

※ 届出書類等は市のホームページに掲載しております。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001334.html>

居宅訪問型保育事業は添付書類が異なりますので、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001336.html>

内 容	届出書類	添付書類
施設を設置したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置届</li> <li>・施設調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図（最寄り駅、最寄りバス停と施設の位置関係が分かるもの）</li> <li>・配置図（道路、建物敷地、建物の形状、避難経路が分かるもの）</li> <li>・施設平面図（有効保育室面積、出入口、避難経路が分かるもの）</li> <li>・保育従事者名簿（内容が網羅されていれば施設作成のものでも可）</li> <li>・保育士・看護師の資格を確認できる書類の写し</li> <li>・入所児に関する保険証書の写し</li> <li>・パンフレット、料金表、シフト表等参考資料</li> </ul>
施設を市内で移転したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容変更届</li> <li>・施設調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図（最寄り駅、最寄りバス停と施設の位置関係が分かるもの）</li> <li>・配置図（道路、建物敷地、建物の形状、避難経路が分かるもの）</li> <li>・施設平面図（有効保育室面積、出入口、避難経路が分かるもの）</li> <li>・保育従事者名簿（内容が網羅されていれば施設作成のものでも可）</li> <li>・保育士・看護師の資格を確認できる書類の写し</li> <li>・入所児に関する保険証書の写し</li> <li>・パンフレット、料金表、シフト表等参考資料</li> </ul>
施設を都内の区市町村へ移転したとき	休止・廃止届 ※設置届（東京都へ）	不要
施設を休止・廃止したとき	休止・廃止届	不要
休止していた施設を再開したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置届</li> <li>・施設調書（休止前と変更がある場合は必要）</li> </ul>	休止前の内容に変更がある場合は、変更内容に応じた添付書類が必要
施設の名称・所在地、設置者・管理者（施設長）の氏名・住所、建物その他の設備の規模・構造等を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容変更届</li> <li>・施設調書（変更内容により必要）</li> </ul>	変更内容に応じた添付書類が必要

## 6 報 告

全ての施設は、毎年、運営状況報告をしなければなりません。

また、重大な事故等が生じた場合や、長期滞在児がいる場合にも報告が必要です。

※ 届出書類は市のホームページに掲載しております。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001334.html>

内 容	届出書類	備 考
定期報告	運営状況報告	毎年 10 月 1 日の運営状況について報告【市から別途依頼】
施設で重大な事故が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故等について</li> <li>・ 事故報告様式</li> </ul>	死亡、重傷事故（治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故）、食中毒等が発生した場合に報告
24 時間継続して概ね 5 日以上施設に滞在している乳幼児がいるとき	長期滞在児童報告	5 日間に満たなくても 24 時間継続した滞在を繰り返す乳幼児がいる場合は、まず、市に電話で相談してください。
必要に応じて、市から報告をお願いすることがあります		施設に対する苦情が寄せられたときなど

## 7 利用者への情報提供

設置者は、利用者に対して以下の情報提供を行う必要があります。

※ 参考様式は市のホームページに掲載しております。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001334.html>

情報提供の種類	内 容	事 項
サービス内容の掲示	利用者又は利用予定者が見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置者の氏名又は名称</li> <li>・ 施設の管理者の氏名</li> <li>・ 建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>・ 施設の名称及び所在地</li> <li>・ 事業開始年月日</li> <li>・ 開所している時間</li> <li>・ 提供する保育サービスの内容</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者が保育サービスに対して支払う額</li> <li>• 入所定員</li> <li>• 保育士その他の職員の配置数又は予定数</li> </ul> ≪H30.4.1 からの追加事項≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>• 乳幼児に対する保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>• 提携している医療機関名、所在地及び提携内容</li> <li>• 緊急時における対応方法</li> <li>• 非常災害対策</li> <li>• 虐待防止のための措置</li> </ul>
利用者に対する契約内容等の説明	利用者又は利用予定者に対して保育サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明する	
契約内容の書面交付	利用契約が成立した時は、その利用者に対して契約内容等を記載した書面を交付する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>• 施設の名称及び所在地</li> <li>• 施設の管理者の氏名及び住所</li> <li>• 提供する保育サービスの内容（保育時間や休園日、給食の有無、延長保育・一時保育などの付加的保育サービスなど）</li> <li>• 利用者が保育サービスに対して支払う額</li> <li>• 乳幼児に対する保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>• 提携している医療機関名、所在地及び提携内容</li> <li>• 苦情を受け付ける担当職員名及び連絡先</li> </ul>

## 8 設備・運営等に関する基準

乳幼児の安全確保等の観点から乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者、施設設備等の基準を「認可外保育施設に対する指導監督要綱」（以下、「要綱」という。）で定めております。

認可外保育施設を開設するにあたっては、要綱別表 1 の「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要となります。

なお、事業開始にあたっては別途、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等に基づき届出等が必要な場合がありますので、あらかじめ関係機関にお問い合わせください。

※ 要綱等は市のホームページに掲載しております。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001334.html>

### 【保育施設運営の基本的留意事項の概要】

※ 詳細は、要綱別表 1（認可外保育施設指導監督基準）・2（評価基準）をご覧ください。

#### （1）保育従事者について

##### ▶ 保育従事者（保育者）の配置数

- 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設
  - 乳児（0歳児）… 3人につき保育従事者1人以上
  - 1,2歳児 … 6人につき保育従事者1人以上
  - 3歳児 … 20人につき保育従事者1人以上
  - 4歳以上 … 30人につき保育従事者1人以上

※ ただし、常時2人以上であること。
- 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設
  - 原則として開所時間内は常時2人以上
  - ※ ただし、保育従事者の資格により配置人数が異なります。
- 上記の保育従事者数は、常勤職員により算定します。常勤職員とは、1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務する職員をいいます。
- 常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合は、総勤務時間数を常勤職員勤務時間数で割って、常勤職員に換算してください。

##### ▶ 保育従事者の資格

- 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は、在籍乳幼児数に対する必要な保育従事者数のうち3分の1以上が保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）の資格を有していることが必要です。
- 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設で保育従事者が保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置とすることができます。ただし、保育従事者を2人以上配置する場合、そのうち1人は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を配置してください。

- 有資格者であることを証明する書類（「保育士証」の写し、「看護師免許証」の写し等）を整備しておく必要があります。
- 保育士でない者を、保育士、保母、保父その他これに紛らわしい名称で使用してはなりません。

## (2) 施設・設備について

### ▶ 保育室（保育専用の部屋）面積の基準…乳幼児1人あたり 1.65㎡以上

面積は、乳幼児が実際に使用できる面積（ロッカー、戸棚等を除いた内法面積）で計算してください。

※ 乳幼児は時間預かり（一時預かり）を含みます。

※ 5人以下の施設においては、9.9㎡以上が望ましい。

### ▶ 非常時の安全確保のための基準（保育施設を設置する階によって異なります）

保育室は、原則として1階に設けてください。ただし、やむを得ず2階以上に設ける場合は、防災上の必要な措置をとることが必要です。

#### 《1階の場合》

- ①消火用具の設置 ②非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定（消防法上30人以上の施設については消防計画の作成・消防署への届出、防火管理者の選任・消防署への届出が義務付けられています。） ③非常口（2か所2方向）の設置 ④避難消火等訓練の実施（毎月）

#### 《2階の場合》

- （上記①～④に加えて）⑤乳幼児が出入り又は通行する場所に転落防止設備を設置 ⑥避難階段等の設置 ⑦耐火建築物若しくは準耐火建築物であること

#### 《3階以上の場合》

- （上記①～⑥に加えて）⑦耐火建築物であること ⑧調理室とそれ以外の部屋を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し延焼防止のための設備等を設置 ⑨壁・天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げる ⑩非常警報器具又は非常警報設備及び消防署への通報設備（電話で可）の設置 ⑪カーテン・敷物・建具等の防災処理

※ ⑥避難階段については、階数によって基準が異なります。

### ▶ その他の基準

- 調理室（調理機能）… 保育室と区画（安全の確保）、衛生的な状態
- 乳児室（おおむね1歳未満児）と幼児の保育室の区画  
… 別の部屋が望ましいが、やむを得ず別室にできない場合は、ベビーフェンス等による区画でも可
- 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保
- 便所 … 手洗い設備、保育室及び調理室と区画、便所の数はおおむね幼児20人につき1個以上

## 9 保育内容

### (1) 保育内容

認可外保育施設の運営や利用実態は様々ですが、児童の健やかな成長を図るため、施設の実態に見合った計画を作成し、保育所保育指針を踏まえた適切な保育を行うことが重要です。

- 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- 児童の安全で清潔な環境（居室、寝具等の清潔）健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童へのかかわりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- 必要な遊具、保育用品等を備えること。

### (2) 保育従事者の保育姿勢

- 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
- 施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が求められていること。
- 保育所保育指針を理解する機会を設ける等保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
- 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待などの不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

### (3) 保護者との連絡

- 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

## 10 給食

児童の健やかな成長を図るため、衛生的で、児童の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事の提供が重要です。

- 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
- 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

## 11 健康管理及び安全確保

児童の命を守り健やかな成長を図るため、施設として、児童の健康状態の観察、健康診断の実施、発育チェック等を行うとともに、児童の安全を確保することが求められる。保護者の告知のみに頼らず、医師の行う健康診断書など客観的な資料による判断が必要です。

### (1) 児童の健康診断

- 登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。  
※ 月極など継続的に施設を利用する児童が対象
- 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。

### (2) 職員の健康診断

- 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

### (3) 医薬品等の整備

- 必要な医薬品その他の医療品を備えること。

### (4) 感染症への対応

- 感染症にかかっていることがわかった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

### (5) 乳幼児突然死症候群の予防

- 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- 保育室では禁煙を厳守すること。

## (6) 安全確保

- 児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
- 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

## 12 研 修

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設の事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。

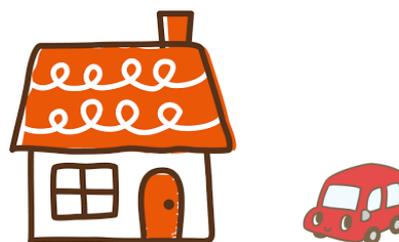
事業者は、保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講する機会を確保し、保育従事者の質の向上に努めてください。

《市からご案内している研修》

- 東京都研修 … 認可外保育施設職員テーマ別研修（年2回）  
居宅訪問型保育研修（基礎・専門）
- 市企画研修 … 保育従事者研修（年3回）

《市職員の訪問》

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課の保育士が認可外保育施設へ訪問し、地域の保育情報や保育の相談などの支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



### 1.3 立入調査

八王子市は、保育を目的とする施設の運営状況（保育内容、保育従事者数、施設整備等）が乳幼児の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求めるなどの指導監督を行っています。

この指導監督にあたっては、原則、年に1回調査員が伺い立入調査を実施します。

立入調査では、認可外保育施設指導監督基準に基づいて、下表の項目について基準に適合しているか否かを調査します。

日頃から基準の遵守に努めて乳幼児の安全確保などよりよい保育のために十分な配慮をするとともに、施設運営に関して具体的な改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

また、基準を全て満たしている施設や改善状況報告書に基づき、全項目について適合していることを確認した施設に対して、市長が『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』を交付します。

※ 証明書の交付を受けた施設は、消費税施行令の一部改正及び平成17年4月1日より施行された厚生労働省告示により、利用料（保育料等）に係る消費税の非課税とされます。ただし、5人以下の乳幼児を保育する施設については、証明書を交付された場合であっても、消費税の非課税などの措置の対象となりません。

指導監督基準の主な内容	保育従事者の数・資格 保育室等の構造・設備・面積など 非常災害に対する措置 保育室を2階以上に設ける場合の条件 保育内容 給食 健康管理、安全管理 施設に備えるべき帳簿 利用者への情報提供 等
証明書交付の対象となる施設	従業員の乳幼児のみを対象とする施設（事業所内・院内保育施設）以外の施設 ※ただし、企業主導型保育施設は対象となります。

※ 立入調査の結果は市のホームページで公表しております。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/876134/p004108.html>

## 1.4 認可外保育施設で使用する参考様式（備える書類）

認可外保育施設指導監督基準により各保育施設には、以下のような職員及び保育している乳幼児の状況を明らかにする書類等の整備が義務付けられています。

※ 参考様式等は市のホームページに掲載しておりますので、御利用ください。

(<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p022109.html>)

### (1) 職員に関する書類

書類名	内 容	HP 掲載
職員履歴書		—
資格証明書	保育士証（写）	—
労働者名簿	労働基準法第 107 条 氏名・生年月日・職歴・性別・住所・雇入年月日・ 退職年月日及び理由	○
労働条件通知書 （雇入通知書）	労働基準法第 15 条	○
職員勤務表	シフト表、ローテーション表	○
出勤簿・タイムカード	勤務実績のわかるもの	—
賃金台帳	労働基準法第 108 条	○
職員健康診断記録	採用時及び年に 1 回実施	—
検便結果記録	調理・調乳に携わる職員は毎月 1 回実施	—
研修記録、職員会議録 等		—

### (2) 入所児に関する書類

書類名	内 容	HP 掲載
児童票	氏名・生年月日・健康状態・保護者の連絡先・在 籍記録等	○
保育日誌		—
デイリープログラム	月極め、一時預りなど様々な形態があり、保育計 画が作成困難な場合でも日案やデイリープログラ ムは作成 ※日課表、しおり内の表記でも可	○

連絡帳（3歳未満児）	体温・排便・食事の状況は必ず記入	○
緊急連絡表	保護者、消防署、警察署、病院等 職員への周知のため、施設内掲示が望ましい。	—
児童健康診断記録	入園時及び年に2回実施	○
児童の発育チェック表	身長、体重の測定を毎月定期的実施	○
睡眠時チェック表	乳幼児突然死症候群の発症予防に睡眠時チェックは非常に重要なため、0歳児は5分毎、1歳児以上は10分毎のチェックが望まれます。	○
給食献立表		—

(3) 施設及び運営に関する書類

書類名	内 容	HP 掲載
賠償責任保険証書 傷害保険証書等		—
消防計画		○
消防計画届 防火管理者の選任・届出	【30人以上の施設】	○
避難消火訓練記録	毎月、消火訓練・避難訓練を実施	○
施設平面図	面積が確認できるもの	○



## 15 参考資料

※ 参考資料は市のホームページに掲載しております。

### 【認可外保育施設の開設をお考えの方へ】

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p001334.html>

- 認可外保育施設に対する指導監督要綱
- 指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表 1）
- 評価基準（認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表 2）
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（厚生労働省）
- 一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（厚生労働省）

### 【認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料】

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/003/001/007/p022109.html>

- 保育所保育指針・解説
- 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」  
注意喚起文書、注意喚起ミニポスター
- 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（内閣府）  
【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～（内閣府）
- 保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（厚生労働省）
- 玩具による指不全切断事故の情報提供及び事故防止について
- 食中毒の発生について ～1歳未満の乳児にはちみつを与えないでください～
- 東京都子どもを受動喫煙から守る条例について
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）について（厚生労働省）
- 保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 熱中症予防のために（厚生労働省）
- 事業者等の食中毒予防対策（厚生労働省）
- 保育施設のための防災ハンドブック（経済産業省）
- 防災訓練用対応ケース集（経済産業省）